

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 32 回 総 会

令和 8 年 4 月 22 日（水）

名護市農業委員会 第 32 回総会

開催日時 令和 8 年 4 月 22 日（水）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	欠
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	欠	9 番	宮城 政喜	○
10 番	玉城 康成	◎	11 番	比嘉 政昭	◎	12 番	川野 圭輔	欠

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	欠	17 番	金城 秀安	○	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	欠	24 番	野原 三喜郎	欠
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 197 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 198 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第 199 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 200 号 非農地証明願について
 - 第 201 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
 - 第 202 号 令和 7 年度農業委員会農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施実況について
 - 第 203 号 令和 8 年度最適化活動の目標設定について

(開会)

局長 皆さんおはようございます。ただいまより第 32 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、12 名中 9 名で定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。議事録署名人は 10 番委員、11 番委員お願いいたします。

本日の議案は 7 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。これより第 18 期第 32 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 197 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 197 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 許田の 1 筆で地域計画内。地目は畑、面積 2,952 m²。3 条有償移転で規模拡大。従事日数は本人 300 日、妻 300 日。予定作物はゴーヤー、インゲンとなっております。

整理番号 2 番 許田の 1 筆で地域計画内。地目は畑、内面積で 3,114 m²のうち 2,600 m²、5 年間の賃借権の設定で規模拡大。従事日数は本人 250 日、妻 250 日。予定作物はトウガラシとなっております。

整理番号 3 番 振慶名の 2 筆で地域計画内。地目は畑、合計面積 2,990 m²、3 条有償移転で規模拡大。従事日数は本人 160 日、子 110 日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号 4 番 伊差川の 5 筆で 3 筆が地域計画内。2 筆がエリア外。地目が 3 筆が畑と 2 筆が原野、合計面積 22,683 m²、10 年間の使用賃借権で規模拡大。従事日数は本人 250 日。予定作物はお茶となっております。

整理番号 5 番 伊差川の 1 筆で地域計画内。地目は田、合計面積 1,893 m²、無償移転で新規就農。従事日数は本人 200 日、夫 200 日。予定作物は野菜となっております。

整理番号 6 番 古我知の 2 筆で地域計画内。地目は畑、合計面積 3,533

m²、有償移転で規模拡大。従事日数は本人 300 日、妻 100 日。予定作物はパインとなっております。

整理番号 7 番 古我知の 1 筆で地域計画内。地目は畑、面積 901 m²、有償移転で規模拡大。従事日数は本人 200 日、妻 150 日、子 170 日。予定作物はサトウキビとなっております。受人が違反転用をしております、受人は資材置き場のような形で、農機具などを置いておりますが、こちら本来転用にあって、農地法 4 条に基づき沖縄県知事の許可をとる必要があるため、許可を得ていない状況です。事務局での窓口相談の段階で、違反状態のものをきちんと整理してから農地法 3 条申請をするように再三にわたりお願いはしたところではあるのですが、申請者からどうしても農業委員会としての回答がほしいというところで受理に至っております。

整理番号 8 番 こちらの申請ですが営農型発電の設置に係る地上権設定となっております、議案 199 号 5 条の方でも申請あがってますのでそちらで説明させていただきます。

整理番号 9 番 安和の 1 筆で地域計画外。地目は畑、面積 232 m²、有償移転で新規就農。従事日数は本人 150 日。予定作物はバナナ、パパイヤとなっております。

整理番号 10 番 三原の 1 筆で地域計画外。地目は畑、面積 537 m²、有償移転で規模拡大。従事日数は役員 8 名各 150 日。予定作物はジャガイモ、島らっきょうとなっております。

整理番号 11 番 安部の 2 筆で地域計画内。地目は畑、合計面積 1,829 m²、無償移転で新規就農。従事日数は本人 160 日、妻 160 日。予定作物はパパイヤ、野菜となっております。

整理番号 12 番 饒平名の 1 筆で地域計画内。地目は畑、面積 1,512 m²、有償移転で規模拡大。従事日数は本人 200 日、妻 150 日。予定作物はゴーヤー、インゲンとなっております。

整理番号 13 番 済井出の 1 筆で地域計画内。地目は畑、面積 1,488 m²、賃借権の設定で新規就農。従事日数は本人 300 日。予定作物はマンゴーとなっております。3 条申請以上となっております。

議長 議案第 197 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 197 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について整理番号 7 番以外は、可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 整理番号 8 番について議案第 199 号で質疑を受けます。

(議案第 198 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 198 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1 件の申請がございますが、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請と同時申請になりますので、議案第 199 号の際に説明させていただきます。

(議案第 199 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 199 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 呉我の 1 筆、地目は畑、内面積で 1,816 m²の内 4.396 m²。使用賃借権で転用目的は営農型発電設備の設置。農業振興地域内の農用地です。3 年間の一時転用で 3 条と同時申請になっております。

整理番号 2 番 宮里の 2 筆、地目は田、合計面積 694 m²。所有権移転で転用目的は建売分譲。農地区分は第二種農地で一団農地は 1.1ha となっております。

説明は以上となります。

議長 議案第 199 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので議案第 199 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 200 号 非農地証明願について)

議長 議案第 200 号非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目は田、面積 1,509 m²。非農地の事由「当該申請地は雑草雑木が生い茂り原野状態になっているため畑として利用ができず現在に至っている。農地としての利用は困難である。」とのことです。現地調査では、少し茂っている状況でして、接道してはいるが、対象地との間に 1 メートル程排水路が通っており、若干進入は厳しい状況でした。また木が茂っている状況ですが中の方は比較的平坦で、伐採等を行えばまだ農地として利用できるのではないかとというのが調査を行った委員さんの意見です。また 1,500 m²を超える広い面積でして進入路を確保すれば農地として利用が見込めるのではないかとこの事で非農地ではなく、農地として活用すべきではないかという意見をいただきました。

整理番号 2 番 仲尾次の 3 筆、地目は畑、合計面積 364 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 30 年耕作されていない土地で現在は原野になっている。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。現地調査では、野菜とバナナが植えられており農地として確認できました。

整理番号 3 番 古我知の 1 筆、地目は畑、面積 93 m²。非農地の事由「当該申請地は、自宅の一部として約 40 年以上前より利用されている確定測量を行ったところ一部が越境していることが発覚した。今後も農地としての利用が困難である」とのことです。現地調査では、住宅敷地の一部として使われてブロック塀の部分になっております。

整理番号 4 番 古我知の 1 筆、地目は畑、面積 50 m²。非農地の事由「当該申請地は隣地の住宅の一部として約 40 年以上前より利用されている確定測量を行ったところ一部が越境していることが発覚した。今後も農地としての利用が困難である」とのことです。現地調査では、住宅敷地の一部として使われてブロック塀の部分になっております。

整理番号 5 番 三原の 1 筆、地目は畑、面積 1,616 m²。非農地の事由「当該申請地は、山林化した土地で高い山間部に位置し、約 20 年以上前より農地としての利用がない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。現地調査では、草木でおおわれていますが、一部平坦な部分も観られ、1,500 m²以上の大きい面積の農地で伐採が困難なほどの大きな木ではないと委員からの意見がありました。非農地では不許可相当ではないかというご意見でした。

整理番号 6 番 三原の 1 筆、地目は畑、面積 20,414 m²。非農地の事由「当該申請地は、山林化した傾斜地で約 20 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。現地調査では、道路に面しており、表面的には、草が茂っている状況ですが、平坦な部分も確認でき広大な土地ですが、農地として使える部分も十分にあるというところで現地調査および三役では、不許可相当ではないかという意見でした。

整理番号 7 番 三原の 1 筆、地目は畑、面積 1,590 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 20 年以上前より農地としての利用はない。山林化が進み畑に復元するには土質の状態も悪く費用対効果も見込めない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。現地調査では、農地として使われておりましたので、農地として利用可能と三役および現地調査委員でも非農地不許可相当でないかという意見でした。

整理番号 8 番 済井出の 1 筆、地目は田、面積 2.62 m²。非農地の事由「当該新整地は、約 20 年以上前より所有者以外の者の住宅の一部として利用されている。また小面積であるため農地としての利用は困難である。」とのことです。現地調査では、住宅の端っこの一部の小面積の土地でして住宅が越境して建てられている土地になっており、申請者は、越境を知らずに長年経過してしまっていた状況になっております。小面積のため、今後農地として利用するのが難しいということで、非農地相当ではないかというご意見でした。

整理番号 9 番 済井出の 1 筆、地目は畑、面積 78 m²。非農地の事由「当該申請地は、細長く小面積の土地であり土地への侵入も困難である。また両側には他者の土地であるため、今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

現地調査では、農地として利用されており、使われている土地があり形の

歪さではありますが、草刈りを行える状況の土地でした。現地調査委員及び三役としてここは農地として評価すべきというのがご意見となっております。説明は以上になります。

議長 議案第 200 号非農地証明願について質疑はございませんか。

ないようなので、議案第 200 号非農地証明願について、整理番号 3.4.8 を可それ以外を不可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 201 号 農地利用集積等促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 201 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号 1 番 饒平名の 1 筆、地域計画内、面積 2,013 m²。利用期間は 5 年で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 2 番 済井出の 1 筆、地域計画内、面積 8,290 m²。利用期間は 5 年で予定作物はサトウキビとなっております。

議長 議案第 201 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 201 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 202 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について)

議長 議案第 202 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局より説明をお願いします。

議長 議案第 202 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について質疑がありましたらお願いします

す。

委員 異議なし。

(議案第 203 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について)

議長 議案第 203 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。

議長 議案第 203 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について質疑がありましたらお願いします。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもちまして、第 32 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員(玉城 康成)

玉城康成

署名委員(比嘉 政昭)

比嘉政昭

